

農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について

宇治市では少子高齢化や人口減少が進行する中、地域経済を活性化させることが、地域全体の活性化につながるものと考えています。そのためには、市内産業が持続的に成長、発展していくことが重要であり、その結果、多様な働く場が生まれ、定住人口の確保、増加にもつながり、地域全体の活性化が図れるものと考えています。

そうしたことから、宇治市では、新たな工業用地を確保するため『宇治市第6次総合計画』をはじめ『宇治市産業戦略』や『宇治市都市計画マスタープラン』に位置付け、「国道24号沿道地区」における取組を進めてきました。

令和5年には、貴団体から、当該地区において先行して調整できた、ものづくりエリアである「国道24号東側エリア」及び「国道24号西側エリア」について、宇治農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更手続きについての意見照会に対し回答をいただいたところです。

この間、法令等に伴う各種手続き等を経て、「国道24号東側エリア」については、令和7年6月に造成が完了し、現在は、工場等の建設が進められています。「国道24号西側エリア」については、令和7年8月に造成に着工したところです。

今回、残っている「国道24号西側エリア(物流エリア)」について、関係者との調整が整いましたので、同地域整備計画(農用地利用計画)の変更手続きを行いたく、貴団体に意見照会するものです。

7 宇産農第 2107 号
令和 8 年 2 月 18 日

宇治市農業振興協議会
会長 吉田 利一 様

宇治市長 松村 淳子

宇治農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

宇治市農業振興協議会条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、宇治農業振興地域整備計画の変更について諮問します。

記

宇治農業振興地域整備計画

農用地利用計画	地区記号地域番号 A-4	整理番号 15	安田町鶉飼田
	地区記号地域番号 A-4	整理番号 16	安田町五反坪

宇治農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更案

改正案

現行

地区記号地域番号 A-4 安田町 整理番号 15

小字 鵜飼田	現 況	
	農 用 地	農 業 用 施 設 用 地
農 地	1. 2の一部. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9の一部. 10の一部. 11の一部. 12の一部. 13の一部. 14の一部. 20-1の一部. 21の一部. 22の一部. 23. 24. 25. 26. 27. 2 8. 29. 30. 31. 32. 33-1. 34. 3 5-1. 36-1. 37-1. 38-1. 39- 1. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53の一部. 54-1. 55-1. 56-3. 57-1. 5 8-1. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 6 5. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 7 73-1. 74-1. 75. 76. 77. 78. 7 9. 80. 81. 82-1. 82-2. 83. 84 -1. 85-1. 86-3. 89-1. 90-1. 91-1. 92-1. 93-1. 94-1. 95- 1. 96-1. 97-1. 98. 99-1.	
採草放牧地		
混牧林地		
農業用施設		2の一部 33-2 53の一部
用 途 区 分		

地区記号地域番号 A-4 安田町 整理番号 15

小字 鵜飼田	現 況	
	農 用 地	農 業 用 施 設 用 地
農 地	96-1の一部. 97-1の一部. 98の一部. 99-1.	
採草放牧地		
混牧林地		
農業用施設		
用 途 区 分		

宇治農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更案

改正案

現行

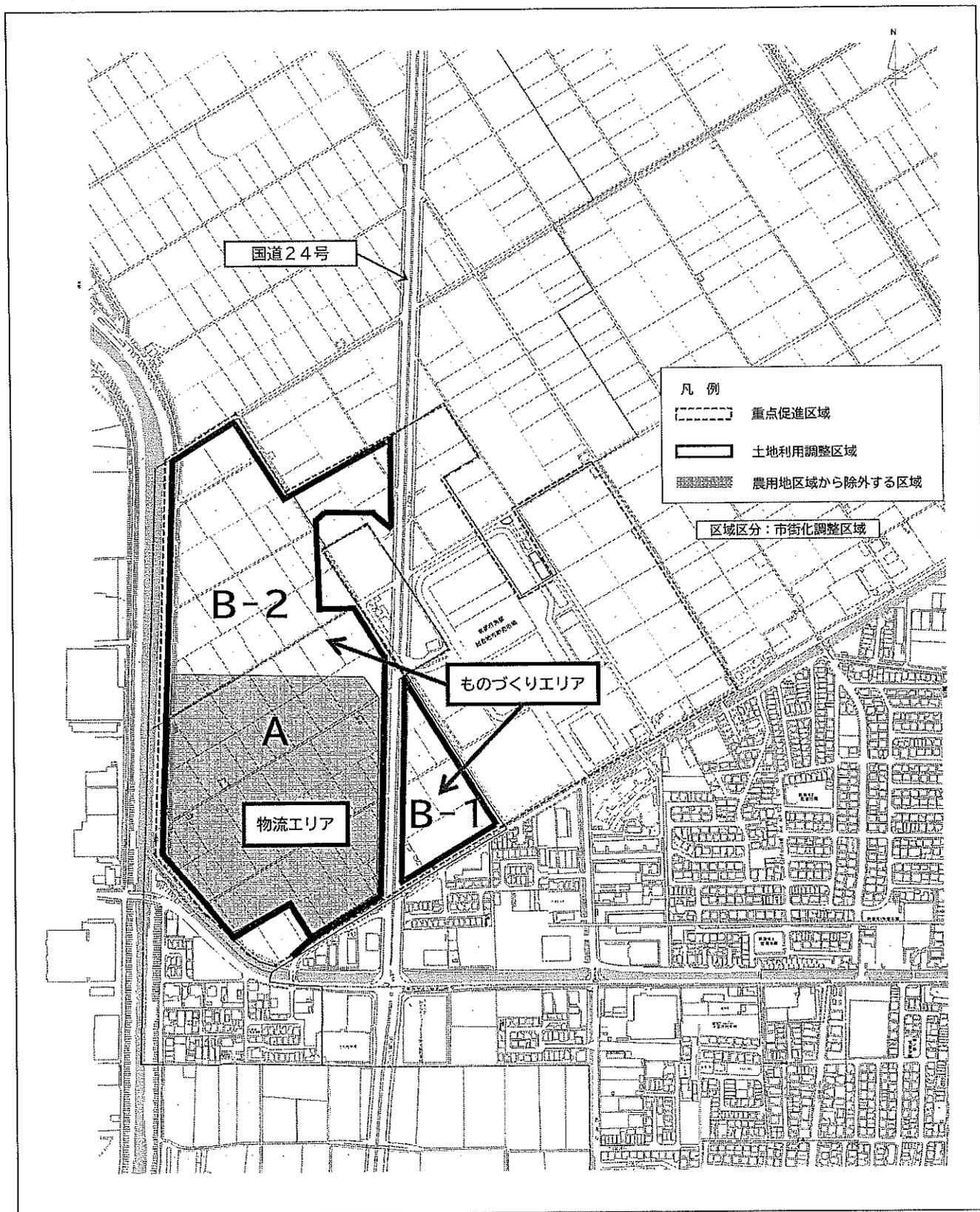
地区記号地域番号 A-4 安田町 整理番号 16

地区記号地域番号 A-4 安田町 整理番号 16

小字	現況	
	農用地	農業用施設用地
五反坪	17の一部. 18の一部. 25の一部. 26の一部. 27の一部. 28の一部.	
農地	29-1の一部. 30-1. 30-3の一部. 31-1. 33の一部	
用途区分		
採草放牧地		
混牧林地		
農業用施設		

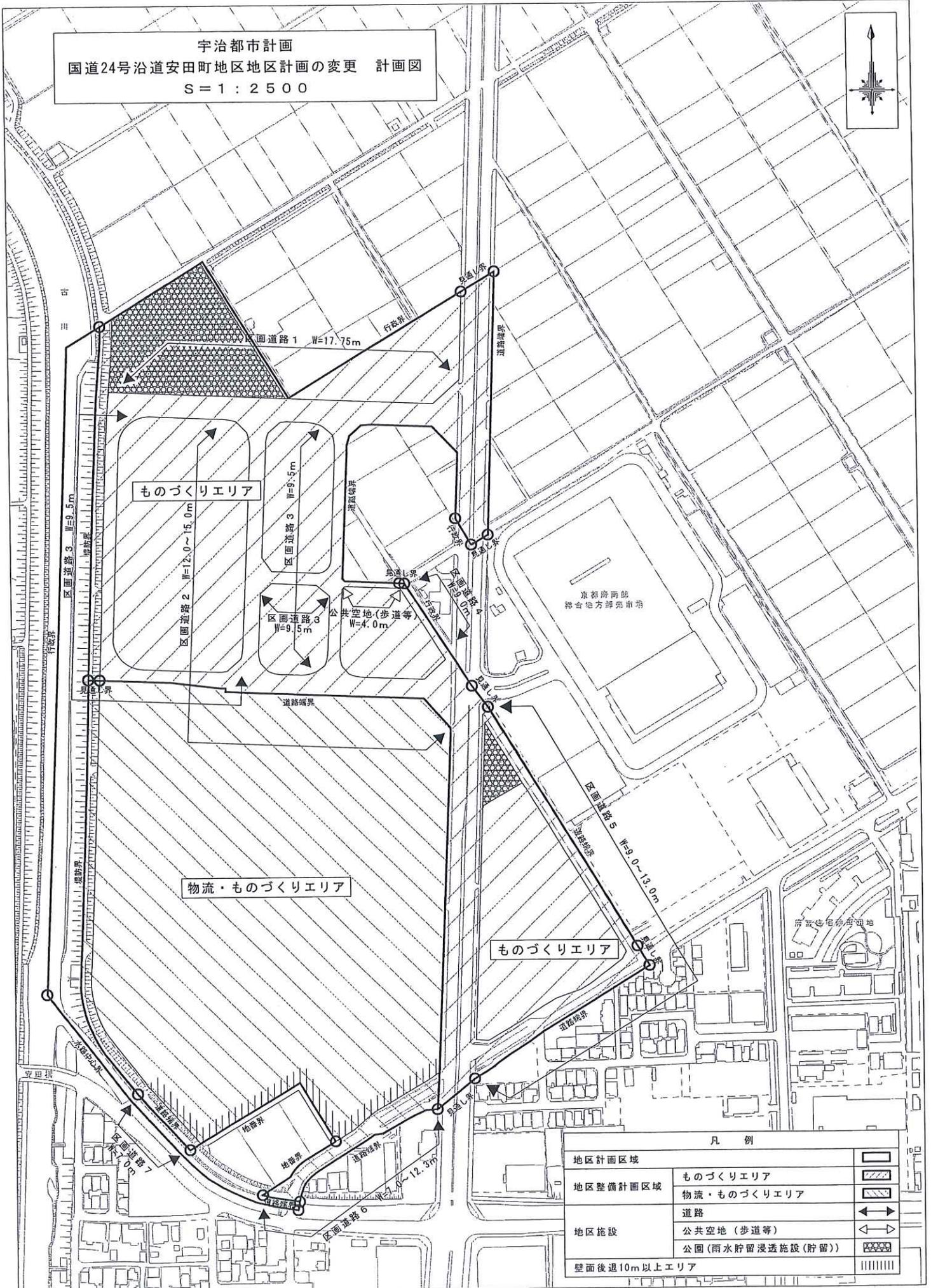
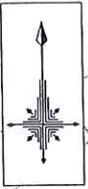
小字	現況	
	農用地	農業用施設用地
五反坪	17の一部. 18の一部.	
農地	33の一部	
用途区分		
採草放牧地		
混牧林地		
農業用施設		

農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更 対象エリア図



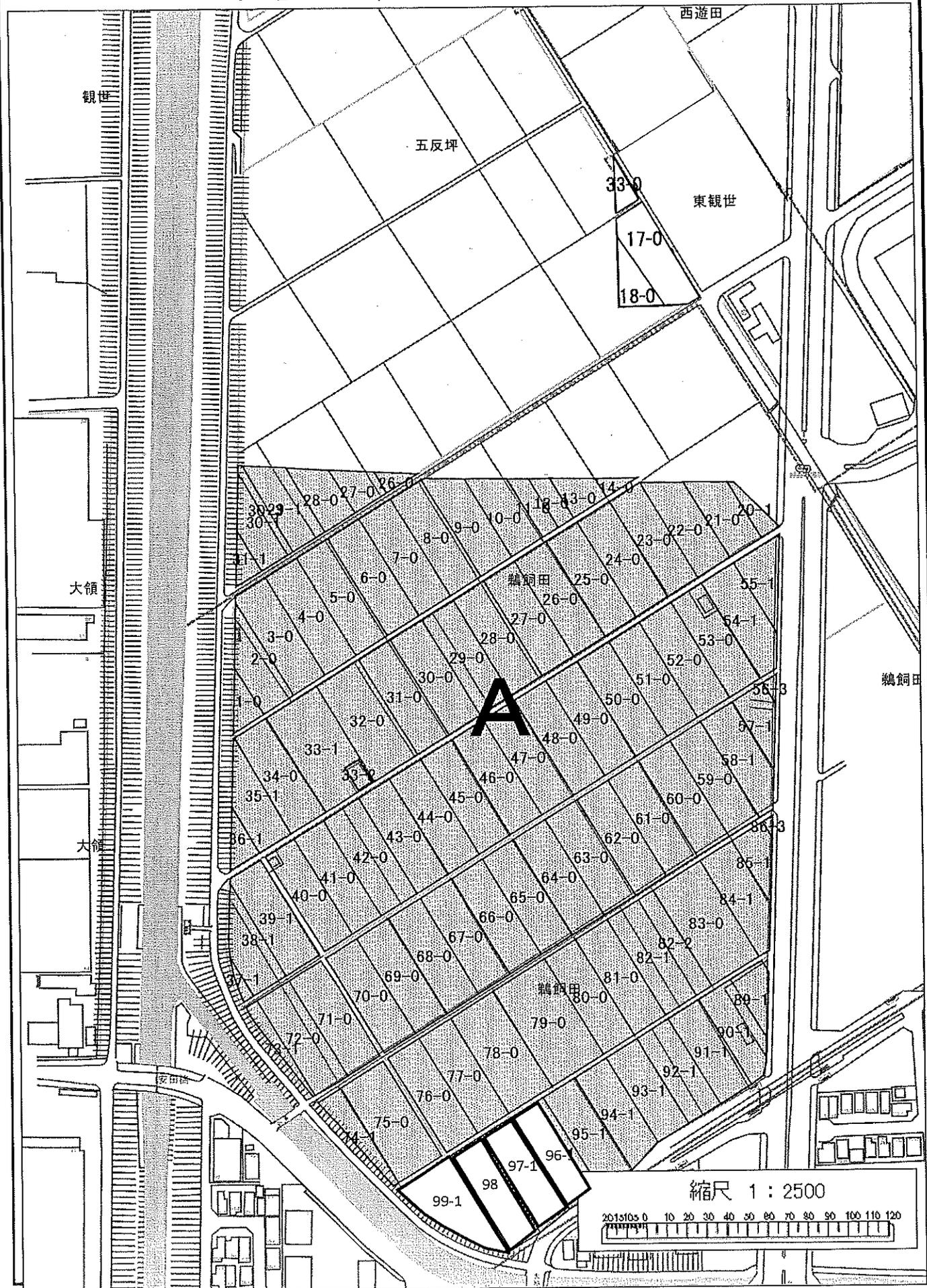
本図は、PASCO社のWebGISシステムを基に作成したものである（縮尺 2,500分の1）。

宇治都市計画
 国道24号沿道安田町地区地区計画の変更 計画図
 S=1:2500



凡 例		
地区計画区域		
地区整備計画区域	ものづくりエリア	
	物流・ものづくりエリア	
地区施設	道路	
	公共空地(歩道等)	
	公園(雨水貯留浸透施設(貯留))	
壁面後退10m以上エリア		

周辺農地地番図



安田町開発事業にかかるこれまでの経過

令和5年	4月	B工区	農業振興協議会	諮問
令和5年	8月	B工区	農業振興協議会	答申
令和6年	1月	B工区	農振除外完了	
				(京都府の同意を経て、市が除外決定)
令和6年	10月	B-1工区	農地転用許可	(京都府⇒農業委員会)
	(同日)	B-1工区	開発許可	(京都府⇒開発事業者)
令和6年	10月	B-1工区	造成着工	
令和7年	7月	B-2工区	農地転用許可	(京都府⇒農業委員会)
	(同日)	B-2工区	開発許可	(京都府⇒開発事業者)
令和7年	7月	B-1工区	造成完了	
令和7年	8月	B-2工区	造成着工	
令和8年	2月	A工区	農業振興協議会	諮問

各種手続きの概要

市の関連する計画において、産業立地の位置づけを行っている

- ・第6次総合計画
- ・産業戦略
- ・都市計画マスタープラン

地域未来投資促進法による手続きにより
同法の特例措置を受けて原則不許可である

- ・農振農用地区域からの除外
- ・第一種農地等の転用許可

が可能となった

【 都市計画関連 】

地区計画(案)
【都市計画審議会に報告】

地区計画
【都市計画審議会に付議】

地区計画の決定

開発許可

【 農地関連 】

農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)
【農業振興協議会に諮問】

令和8年2月18日開催

意見照会

- ・農業委員会
- ・JA京都やましろ
- ・巨椋池土地改良区

回答

農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)
【農業振興協議会から答申】

農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)
【策定】

農地転用許可(府)

各種手続きが完了次第、
産業用地の造成工事に着手